国立大学法人鹿屋体育大学における男女共同参画推進のための行動計画

平成22年 1月21日学長裁定

行動計画1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実を図る。

- ・パンフレットやポスターの作成・掲示等により、男女共同参画社会の形成の促進を図る。
- ・講演会等を実施し構成員の意識改革の推進に努める。
- ・本学ホームページに男女共同参画に関するコーナーを設置し、大学の取組みについて明らか にしていく。

行動計画2 男女共同参画の趣旨を踏まえた教員採用を行う。

・教員採用の公募要領に、男女共同参画社会基本法の精神に則り教員の選考を行うことを明記 し、女性研究者が応募しやすい環境づくりに努める。

行動計画3 女性教員の増加を目指す。

・今後、女性教員の増加に努め、その割合を引き上げていく。

行動計画4 女性教職員の昇進の拡大及び大学意思決定の場への女性の登用を目指す。

- ・能力に応じて、女性教職員をより積極的に上位職位に登用するよう努める。
- ・その進捗に合わせ、主要会議等のメンバーへの女性の登用を図る。

行動計画5 研究における男女共同参画の推進と女性研究者の研究環境の改善を図る。

・学長裁量経費について、育児休業等(産前産後の休暇、育児休業)を取得する場合には、研究 の中断・再開等ができるようにする。

行動計画6 男女共同参画に関連した学生教育の充実を図る。

- ・教育内容の工夫のほか、次期カリキュラム改訂に向けて男女共同参画に関連した授業科目の 必修化を検討する。
- ・附属図書館においては男女共同参画に関連する図書資料を収集し、学生を含め構成員の理解 を深めることとする。

行動計画7 セクシュアル・ハラスメント防止のための環境整備の充実を図る。

・現行の体制と取り組みの周知に努め、その機能を点検しつつ、充実を図る。

行動計画8 育児環境の整備、介護等の支援のための継続的改善を図る。

- ・ 育児休業及び介護休業の積極的な活用と、これらに係る部分休業も可能であることを周知し、 育児や介護に関わる教職員を支援する。
- ・仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実を図るため男性の育児休業取得に努める。

行動計画9 その他男女共同参画推進のために必要な事項を実施する。

- ・超過勤務の縮減を図るとともに、年次休暇の計画的な使用を促進する。
- ・原則として17時以降の委員会等は行わないこととする。

附則

この行動計画は、平成22年 1月21日から施行する。